

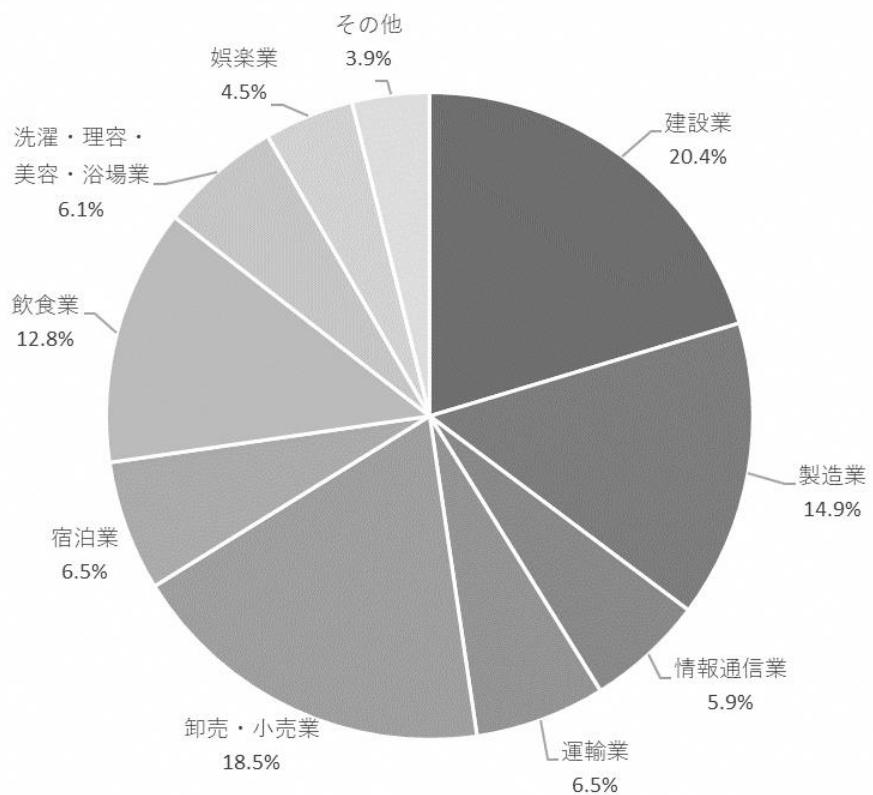
## 2 第2種施設

### (1) 回答企業の業種・従業員数・施設形態

【問1】貴事業所の業種を下記より1つ選んでください。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

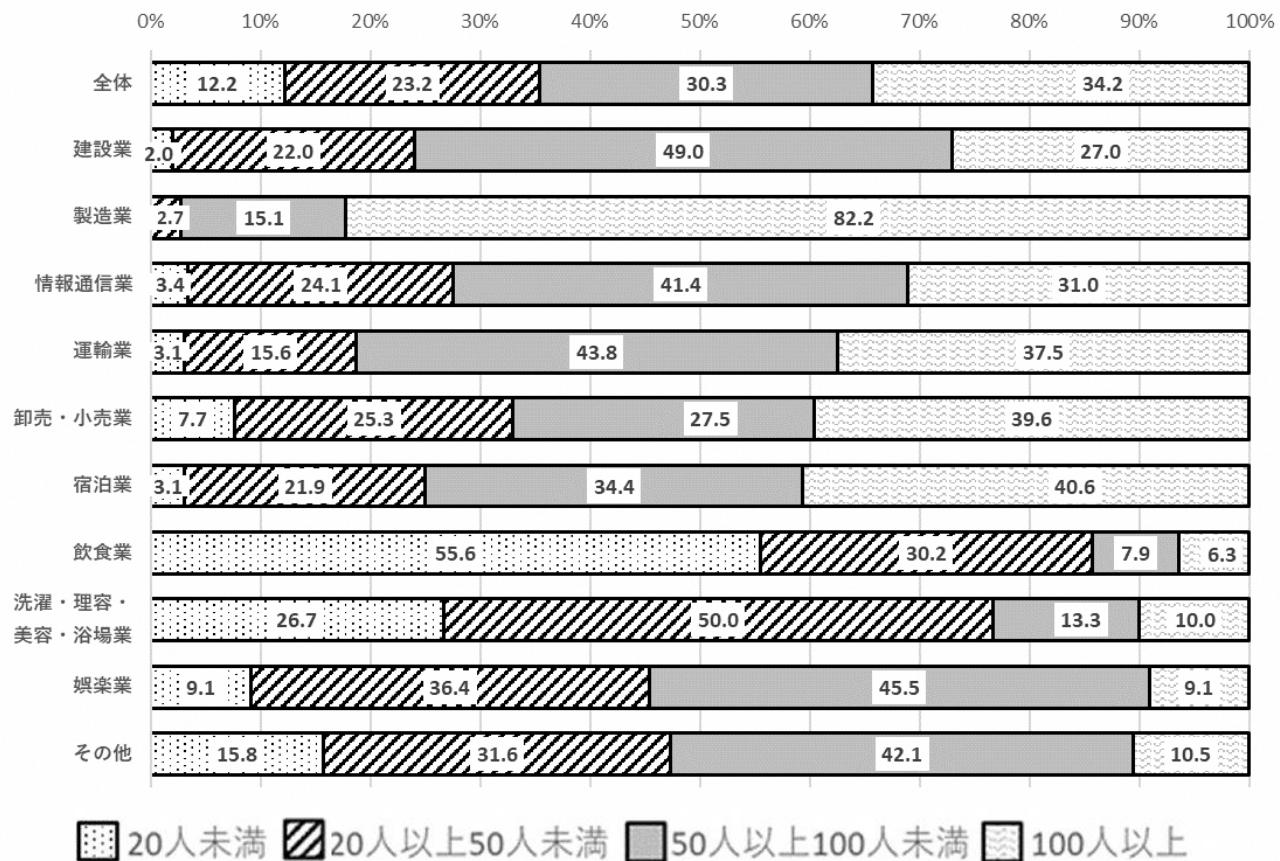
建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	宿泊業	飲食業	洗濯・理容・美容・浴場業	娯楽業	その他	合計
100	73	29	32	91	32	63	30	22	19	491
20.4	14.9	5.9	6.5	18.5	6.5	12.8	6.1	4.5	3.9	100.0



【問2】貴事業所の従業員数をお答えください（正規・非正規を含みます）。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

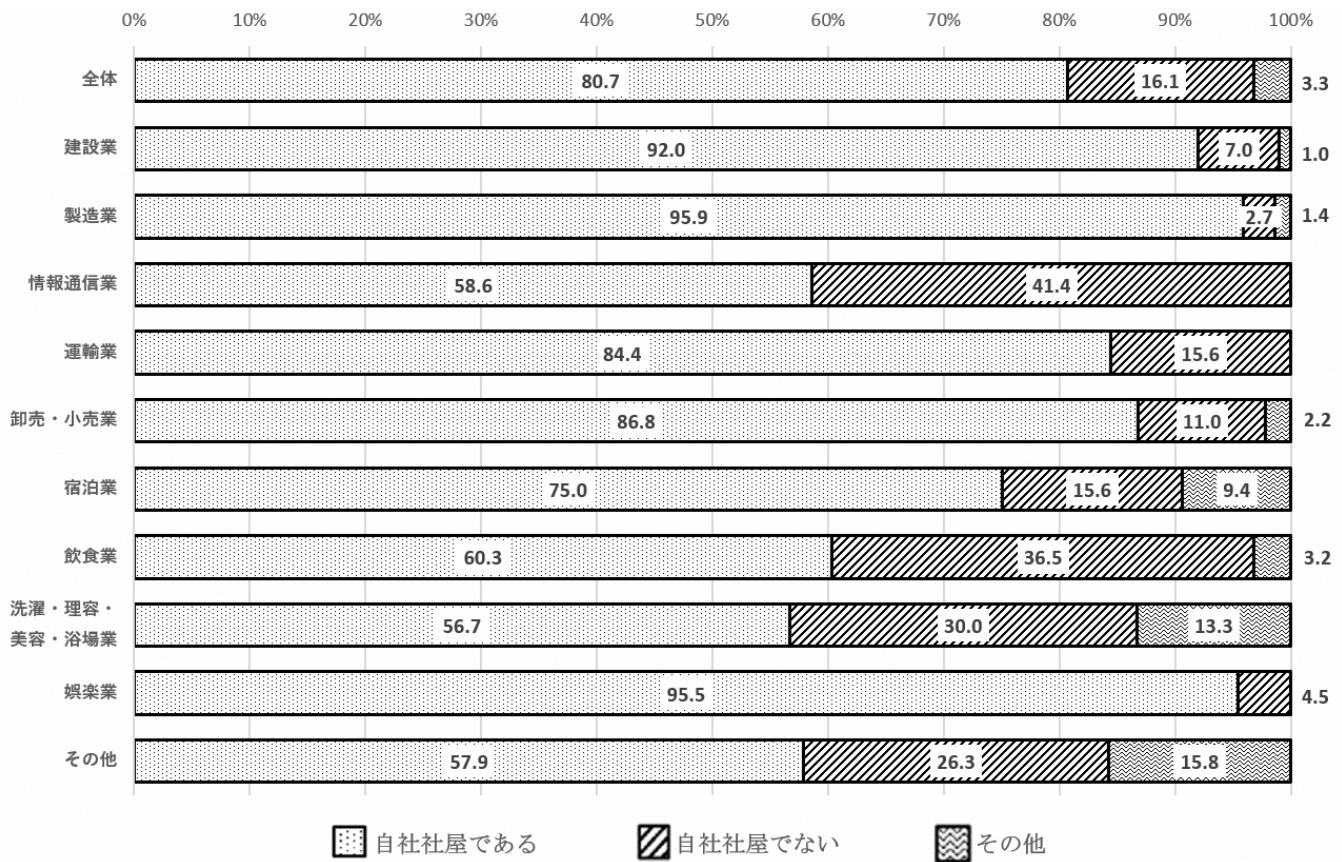
	20人未満	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上	合計
全体	60	114	149	168	491
	12.2	23.2	30.3	34.2	100.0
建設業	2	22	49	27	100
	2.0	22.0	49.0	27.0	100.0
製造業	0	2	11	60	73
	0.0	2.7	15.1	82.2	100.0
情報通信業	1	7	12	9	29
	3.4	24.1	41.4	31.0	100.0
運輸業	1	5	14	12	32
	3.1	15.6	43.8	37.5	100.0
卸売・小売業	7	23	25	36	91
	7.7	25.3	27.5	39.6	100.0
宿泊業	1	7	11	13	32
	3.1	21.9	34.4	40.6	100.0
飲食業	35	19	5	4	63
	55.6	30.2	7.9	6.3	100.0
洗濯・理容・ 美容・浴場業	8	15	4	3	30
	26.7	50.0	13.3	10.0	100.0
娯楽業	2	8	10	2	22
	9.1	36.4	45.5	9.1	100.0
その他	3	6	8	2	19
	15.8	31.6	42.1	10.5	100.0



【問3】貴事業所の施設等の形態についてお答えください。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		自社社屋である	自社社屋でない	その他	合計
全体		396	79	16	491
		80.7	16.1	3.3	100.0
業種	建設業	92	7	1	100
		92.0	7.0	1.0	100.0
	製造業	70	2	1	73
		95.9	2.7	1.4	100.0
	情報通信業	17	12	0	29
		58.6	41.4	0.0	100.0
	運輸業	27	5	0	32
		84.4	15.6	0.0	100.0
	卸売・小売業	79	10	2	91
		86.8	11.0	2.2	100.0
業種	宿泊業	24	5	3	32
		75.0	15.6	9.4	100.0
	飲食業	38	23	2	63
		60.3	36.5	3.2	100.0
	洗濯・理容・美容・浴場業	17	9	4	30
		56.7	30.0	13.3	100.0
	娯楽業	21	1	0	22
		95.5	4.5	0.0	100.0
	その他	11	5	3	19
		57.9	26.3	15.8	100.0



■ 自社社屋である

■ 自社社屋でない

■ その他

## (2) 改正健康増進法の認知度

【問4】健康増進法改正により、2020（令和2）年4月から複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙（注1）となっていることをご存じですか。なお、一定の条件を満たす飲食店（注2）は経過措置がとられています。

（注1）室外へのたばこ煙流出を防止するため技術的基準に適合した喫煙専用室（飲食等は不可）のみ喫煙可。なお、経過措置として加熱式たばこ専用喫煙室では飲食等を行うことが認められています。

（注2）既存店舗であり客席面積100m<sup>2</sup>以下かつ資本金5,000万円以下の店舗。

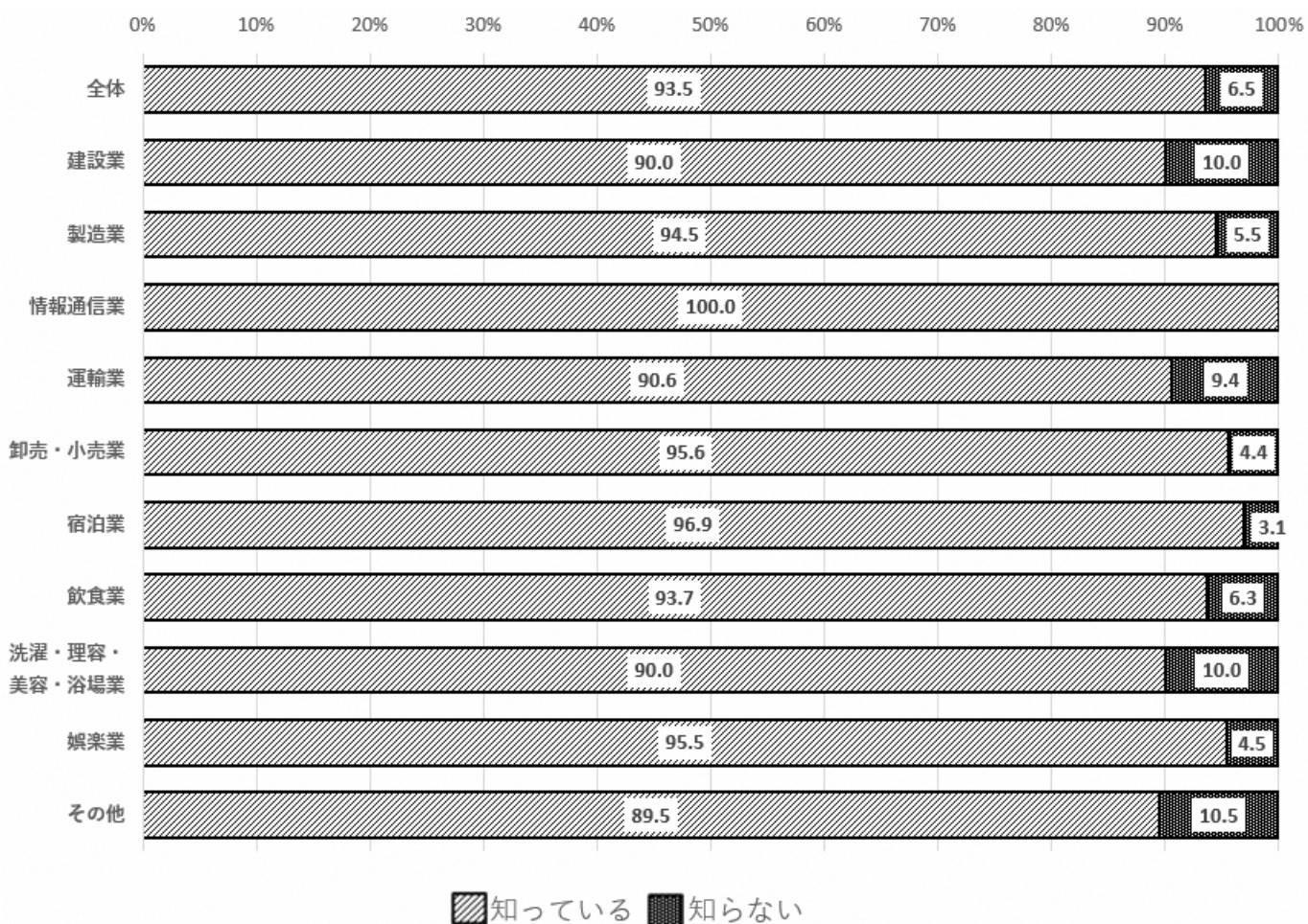
○全体としての認知度は、93.5%となっている。

### ① 業種別

「知らない」と回答した割合が高いのは「建設業」、「洗濯・理容・美容・浴場業」で10.0%、次いで「運輸業」で9.4%となっている。一方、「情報通信業」では0.0%、「宿泊業」では3.1%と低い割合となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		知っている	知らない	合計
全体		459	32	491
		93.5	6.5	100.0
建設業		90	10	100
		90.0	10.0	100.0
製造業		69	4	73
		94.5	5.5	100.0
情報通信業		29	0	29
		100.0	0.0	100.0
運輸業		29	3	32
		90.6	9.4	100.0
卸売・小売業		87	4	91
		95.6	4.4	100.0
宿泊業		31	1	32
		96.9	3.1	100.0
飲食業		59	4	63
		93.7	6.3	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業		27	3	30
		90.0	10.0	100.0
娯楽業		21	1	22
		95.5	4.5	100.0
その他		17	2	19
		89.5	10.5	100.0

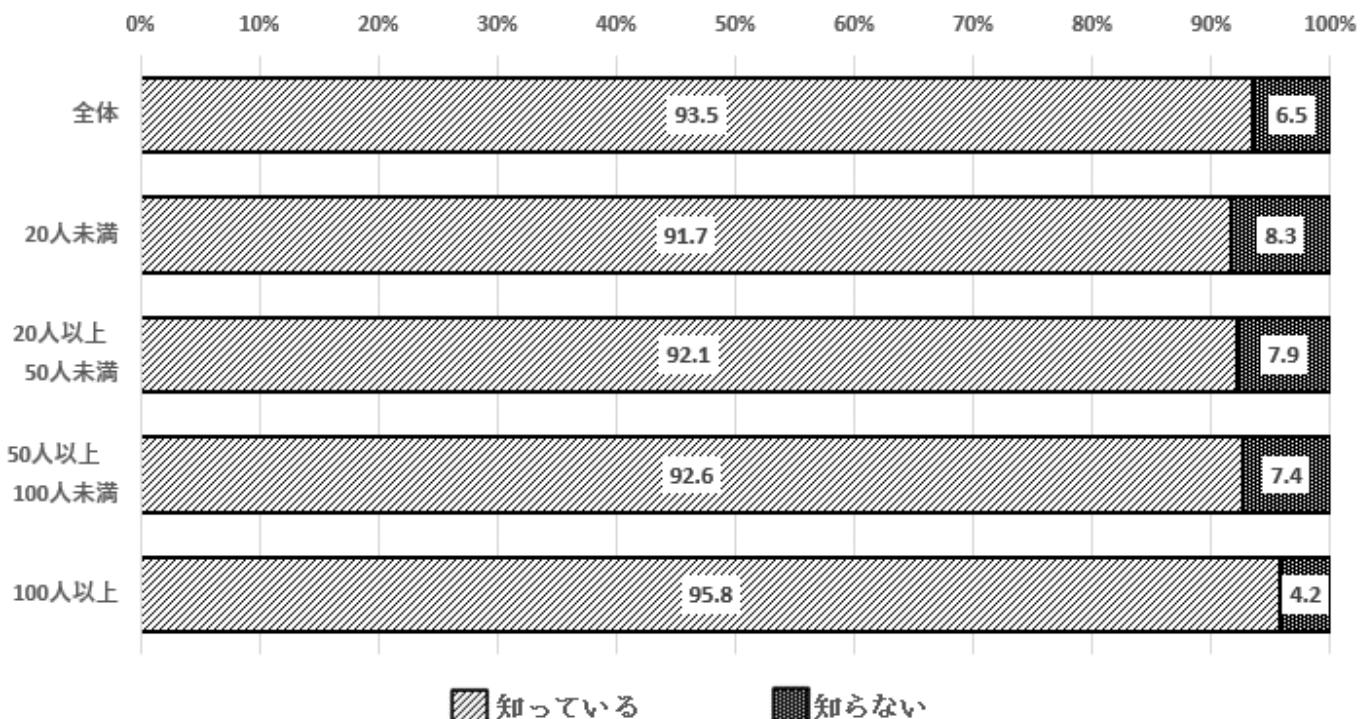


## ② 従業員数別

「知らない」と回答した割合が最も高いのは「20人未満」で8.3%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		知っている	知らない	合計
全体		459	32	491
従業員数	20人未満	55	5	60
	20人以上50人未満	91.7	8.3	100.0
		105	9	114
	50人以上100人未満	92.1	7.9	100.0
		138	11	149
	100人以上	92.6	7.4	100.0
		161	7	168
		95.8	4.2	100.0



### (3) 受動喫煙防止対策の実施状況

【問5】貴事業所が現在実施している受動喫煙対策はどれですか。あてはまるものを1つ選んでください。

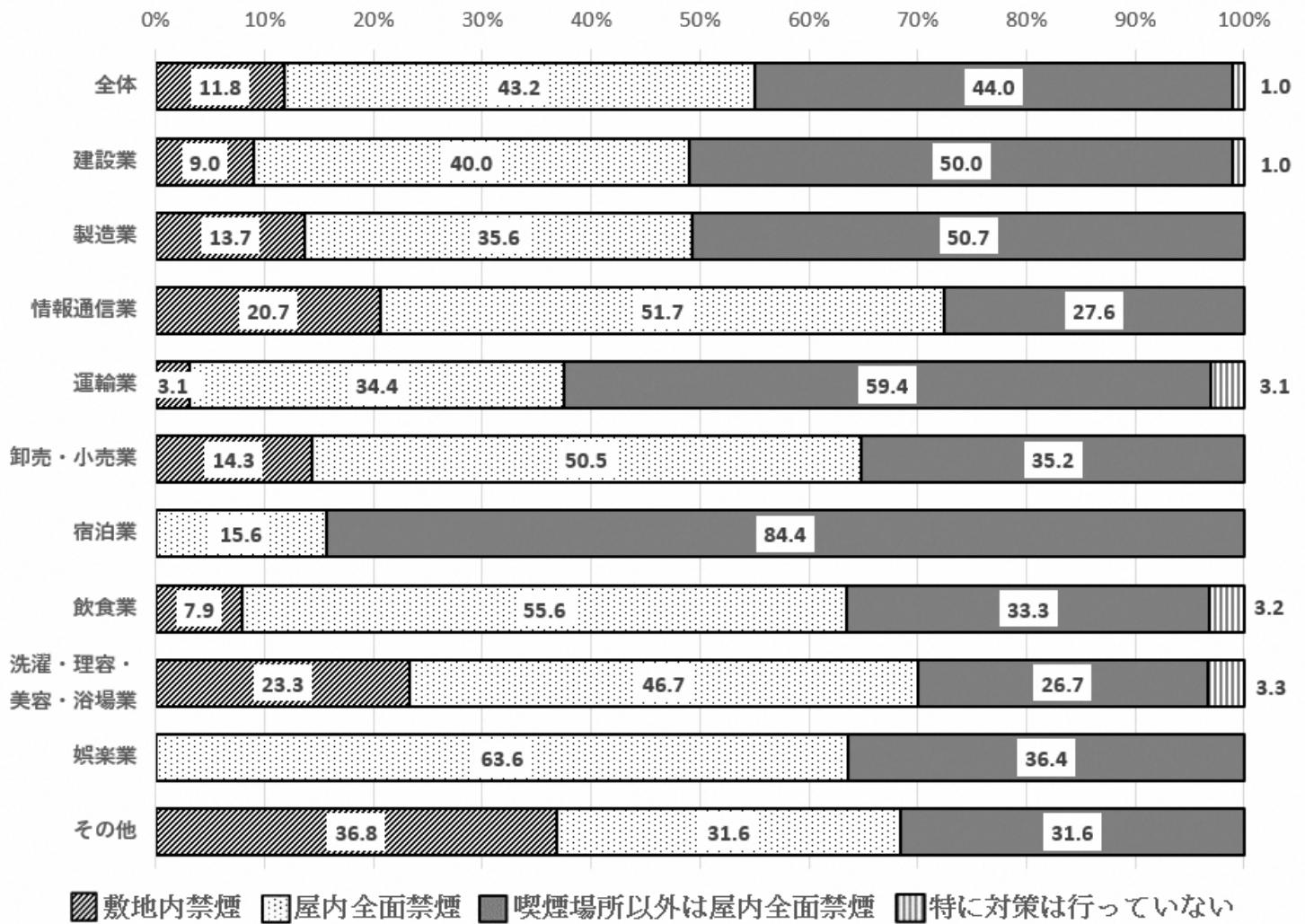
- 「喫煙場所以外は屋内全面禁煙」が44.0%と最も高く、次いで「屋内全面禁煙」が43.2%、「敷地内禁煙」が11.8%となっている。

#### ① 業種別

「敷地内禁煙」と回答した割合が最も高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で23.3%となっている。「特に対策は行っていない」と回答した割合が最も高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で3.3%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

	敷地内禁煙	屋内全面禁煙	喫煙場所以外は屋内全面禁煙	特に対策は行っていない	合計
全体	58	212	216	5	491
	11.8	43.2	44.0	1.0	100.0
建設業	9	40	50	1	100
	9.0	40.0	50.0	1.0	100.0
製造業	10	26	37	0	73
	13.7	35.6	50.7	0.0	100.0
情報通信業	6	15	8	0	29
	20.7	51.7	27.6	0.0	100.0
運輸業	1	11	19	1	32
	3.1	34.4	59.4	3.1	100.0
卸売・小売業	13	46	32	0	91
	14.3	50.5	35.2	0.0	100.0
宿泊業	0	5	27	0	32
	0.0	15.6	84.4	0.0	100.0
飲食業	5	35	21	2	63
	7.9	55.6	33.3	3.2	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業	7	14	8	1	30
	23.3	46.7	26.7	3.3	100.0
娯楽業	0	14	8	0	22
	0.0	63.6	36.4	0.0	100.0
その他	7	6	6	0	19
	36.8	31.6	31.6	0.0	100.0

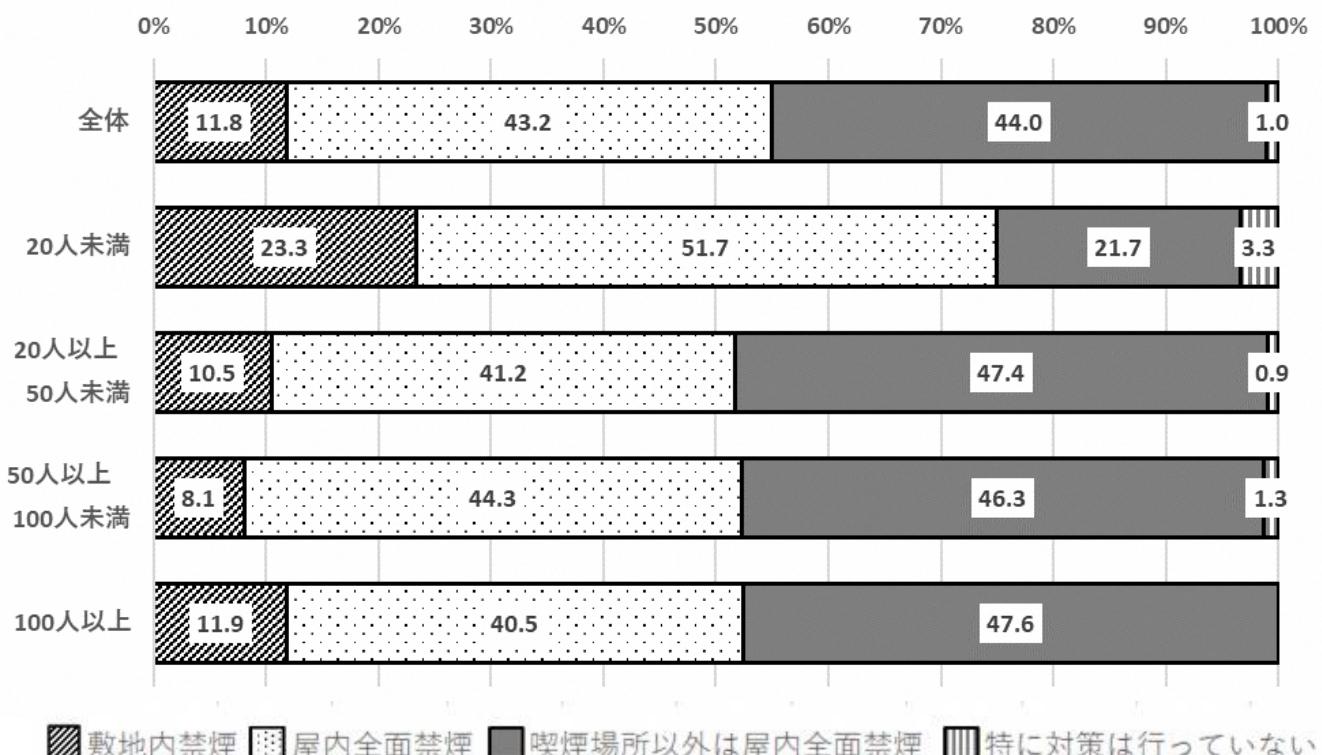


## ② 従業員数別

「敷地内禁煙」と回答した割合が最も高いのは「20人未満」で23.3%となっている。「100人以上」で「特に対策をしていない」は0.0%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

	敷地内禁煙	屋内全面禁煙	喫煙場所以外は屋内全面禁煙	特に対策を行っていない	合計
全体	58	212	216	5	491
	11.8	43.2	44.0	1.0	100.0
従業員数	20人未満	14	31	13	60
		23.3	51.7	21.7	100.0
	20人以上50人未満	12	47	54	114
		10.5	41.2	47.4	100.0
	50人以上100人未満	12	66	69	149
		8.1	44.3	46.3	100.0
	100人以上	20	68	80	168
		11.9	40.5	47.6	100.0



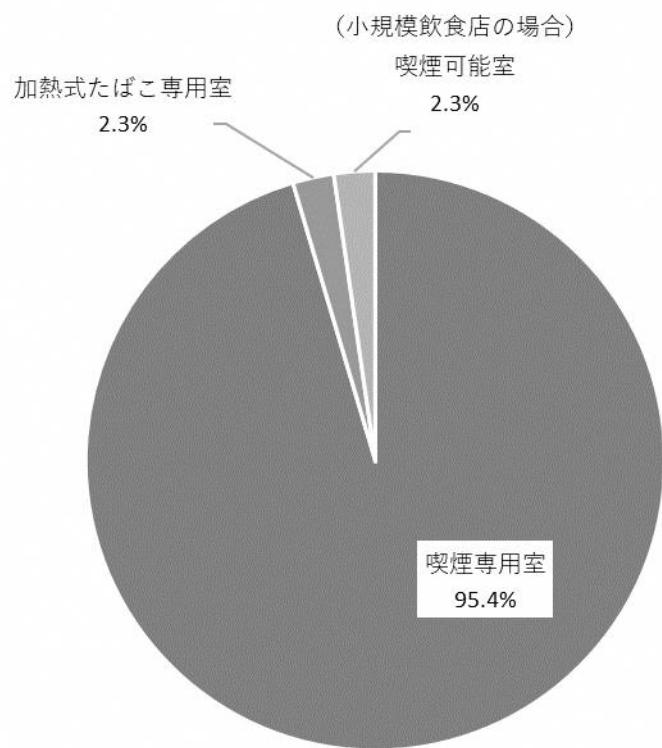
### ③ 喫煙場所の種類

※「3.喫煙場所以外は屋内全面禁煙」と回答した事業所が対象  
設置されているのはどれですか。

- 「喫煙専用室」が95.4%と最も高く、「喫煙可能室」、「加熱式たばこ専用室」が2.3%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

回答対象事業所数	喫煙専用室	加熱式たばこ専用室	(小規模飲食店の場合)	
			喫煙可能室	5
216	206	5		5
100.0	95.4	2.3		2.3



#### (4) 受動喫煙防止対策の今後の予定

【問6】問5で2～4に該当した方は、今後の予定について、あてはまるものを1つ選んでください。

- 「現在の状態を継続する」が 82.2%と最も高く、「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」は 3.9%となっている。

##### ① 業種別

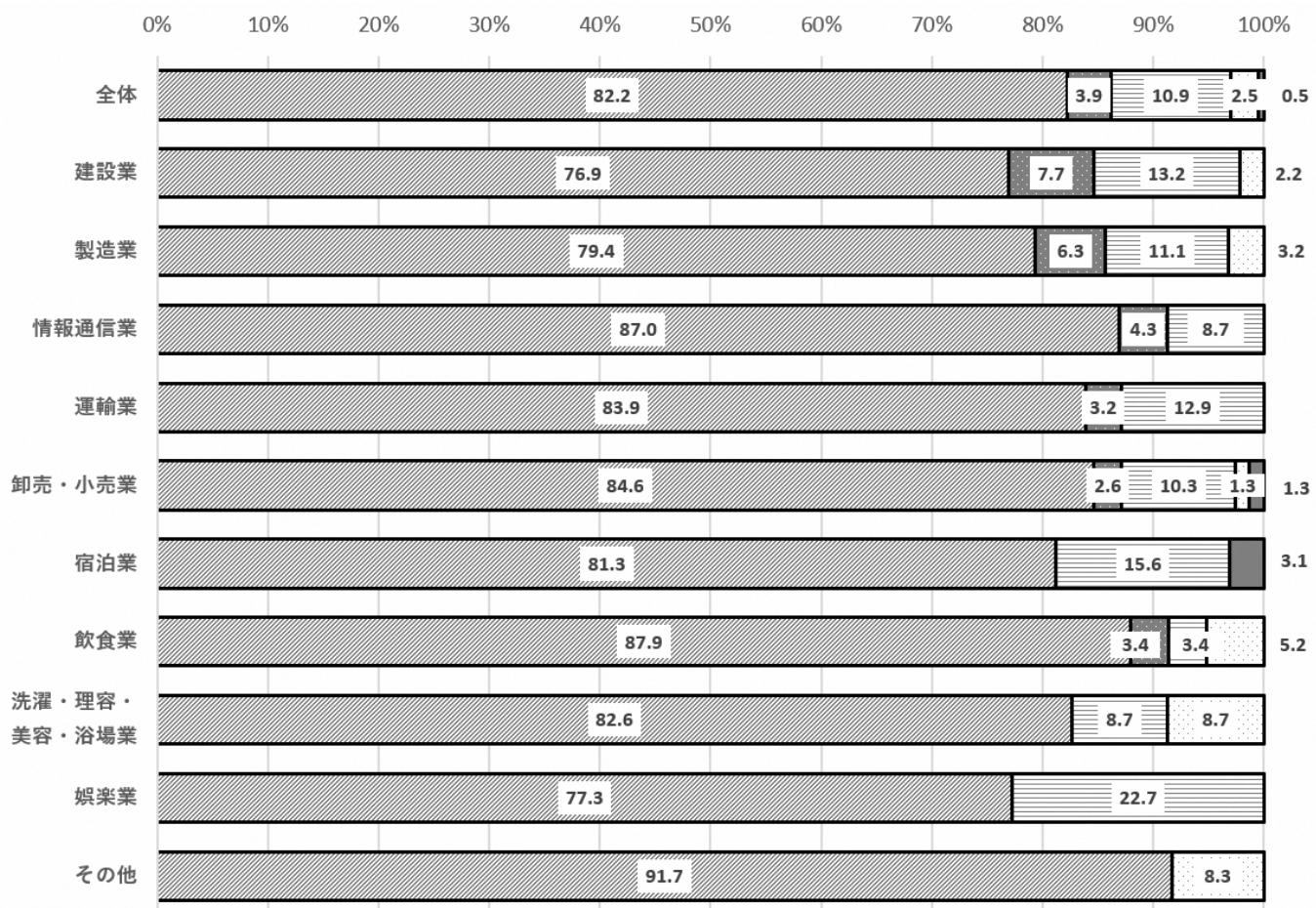
「建設業」、「製造業」及び「情報通信業」で「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」と回答した割合が、それぞれ 7.7%、6.3%、4.3%と全体より高くなっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

	回答対象 事業所数	現在の状態を 継続する	敷地内や屋内 の禁煙エリア を広げる	未定	その他	無回答
全体	433	356	17	47	11	2
	100.0	82.2	3.9	10.9	2.5	0.5
業 種	建設業	91	70	7	12	2
		100.0	76.9	7.7	13.2	2.2
	製造業	63	50	4	7	2
		100.0	79.4	6.3	11.1	3.2
	情報通信業	23	20	1	2	0
		100.0	87.0	4.3	8.7	0.0
	運輸業	31	26	1	4	0
		100.0	83.9	3.2	12.9	0.0
	卸売・小売業	78	66	2	8	1
		100.0	84.6	2.6	10.3	1.3
業 種	宿泊業	32	26	0	5	0
		100.0	81.3	0.0	15.6	0.0
	飲食業	58	51	2	2	3
		100.0	87.9	3.4	3.4	5.2
	洗濯・理容・ 美容・浴場業	23	19	0	2	0
		100.0	82.6	0.0	8.7	8.7
	娯楽業	22	17	0	5	0
		100.0	77.3	0.0	22.7	0.0
	その他	12	11	0	0	1
		100.0	91.7	0.0	0.0	8.3

##### 【「その他」の主な回答】

- 現在、社員駐車場のマイカー車内のみ喫煙可
- 喫煙専用室の設置を検討中
- テナントのため不明



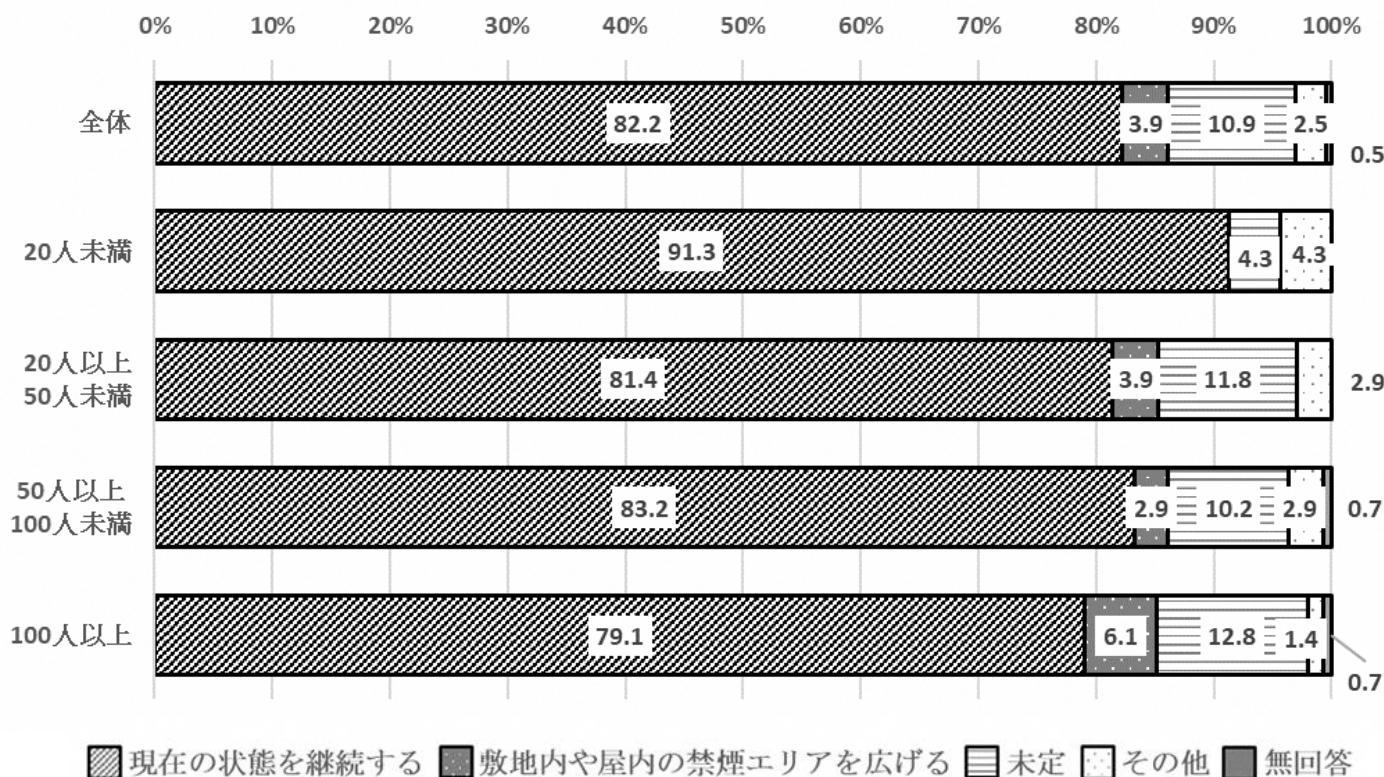
■ 現在の状態を継続する ■ 敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる □ 未定 □ その他 ■ 無回答

## ② 従業員数別

「現在の状態を維持する」と回答した割合が最も高いのは「20人未満」で91.3%となっている。一方、「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」と回答した割合が最も高いのは「100人以上」で6.1%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		回答対象 事業所数	現在の状態を 継続する	敷地内や屋内 の禁煙エリア を広げる	未定	その他	無回答
全体		433	356	17	47	11	2
		100.0	82.2	3.9	10.9	2.5	0.5
従業員数	20人未満	46	42	0	2	2	0
		100.0	91.3	0.0	4.3	4.3	0.0
	20人以上50人未満	102	83	4	12	3	0
		100.0	81.4	3.9	11.8	2.9	0.0
	50人以上100人未満	137	114	4	14	4	1
		100.0	83.2	2.9	10.2	2.9	0.7
	100人以上	148	117	9	19	2	1
		100.0	79.1	6.1	12.8	1.4	0.7

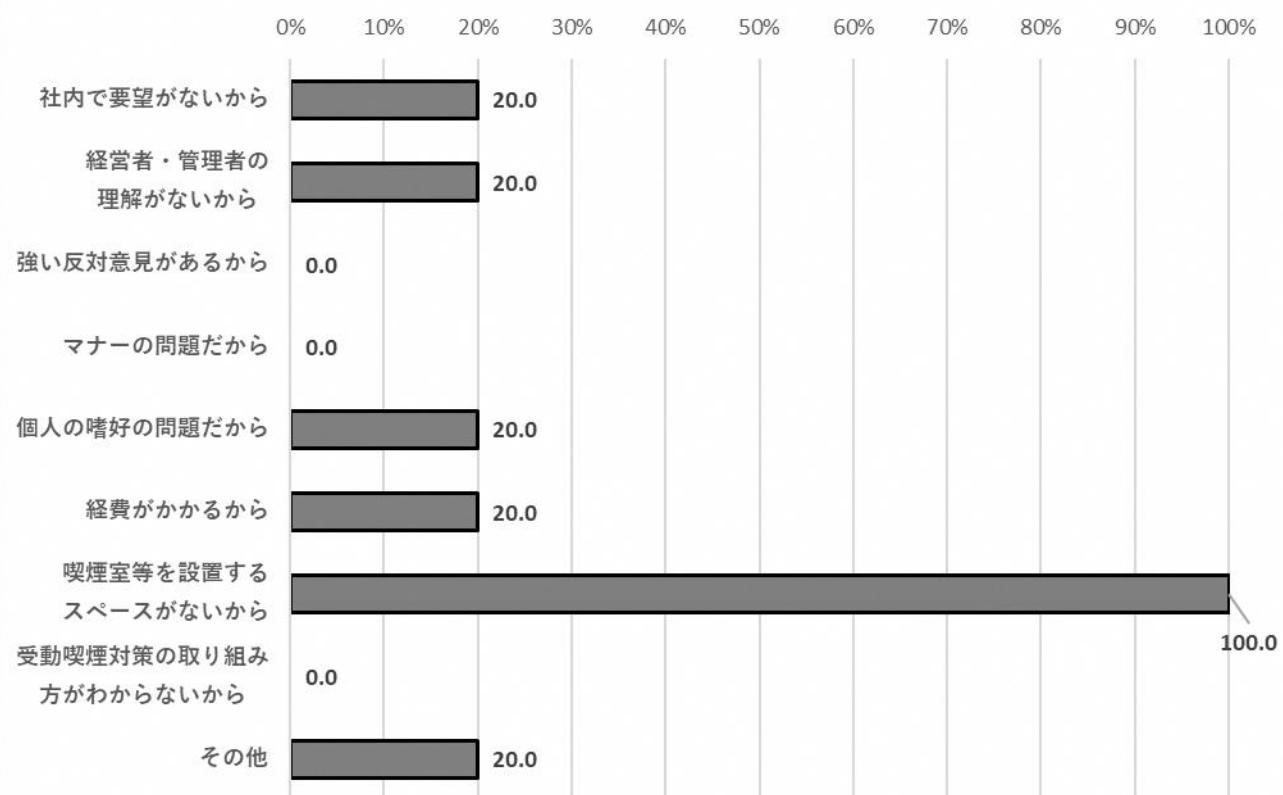


## (5) 受動喫煙対策を行っていない理由

【問7】問5で「4.特に対策は行っていない（どこでも吸うことができる）」と回答した方に、受動喫煙対策を行っていない理由を教えてください（複数回答可）。

- 「喫煙室等を設置するスペースがないから」が 100.0%と最も多く、全該当施設が回答した。

上段：実数（n）、下段：割合（%）									
回答対象 事業所数	社内で要望が ないから	経営者・管理 者の理解がな いから	強い反対意見 があるから	マナーの問題 だから	個人の嗜好の 問題だから	経費がかかる から	喫煙室等を設 置するスペー スがないから	受動喫煙対策 の取り組み方 がわからない から	その他
5	1	1	0	0	1	1	5	0	1
100.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	100.0	0.0	20.0



### 【「その他」の主な回答】

- 休み時間以外は禁煙、休憩室での喫煙を許可している

## (6) 加熱式たばこの取扱い

【問8】現在の受動喫煙対策において加熱式たばこはどのように取り扱っていますか。

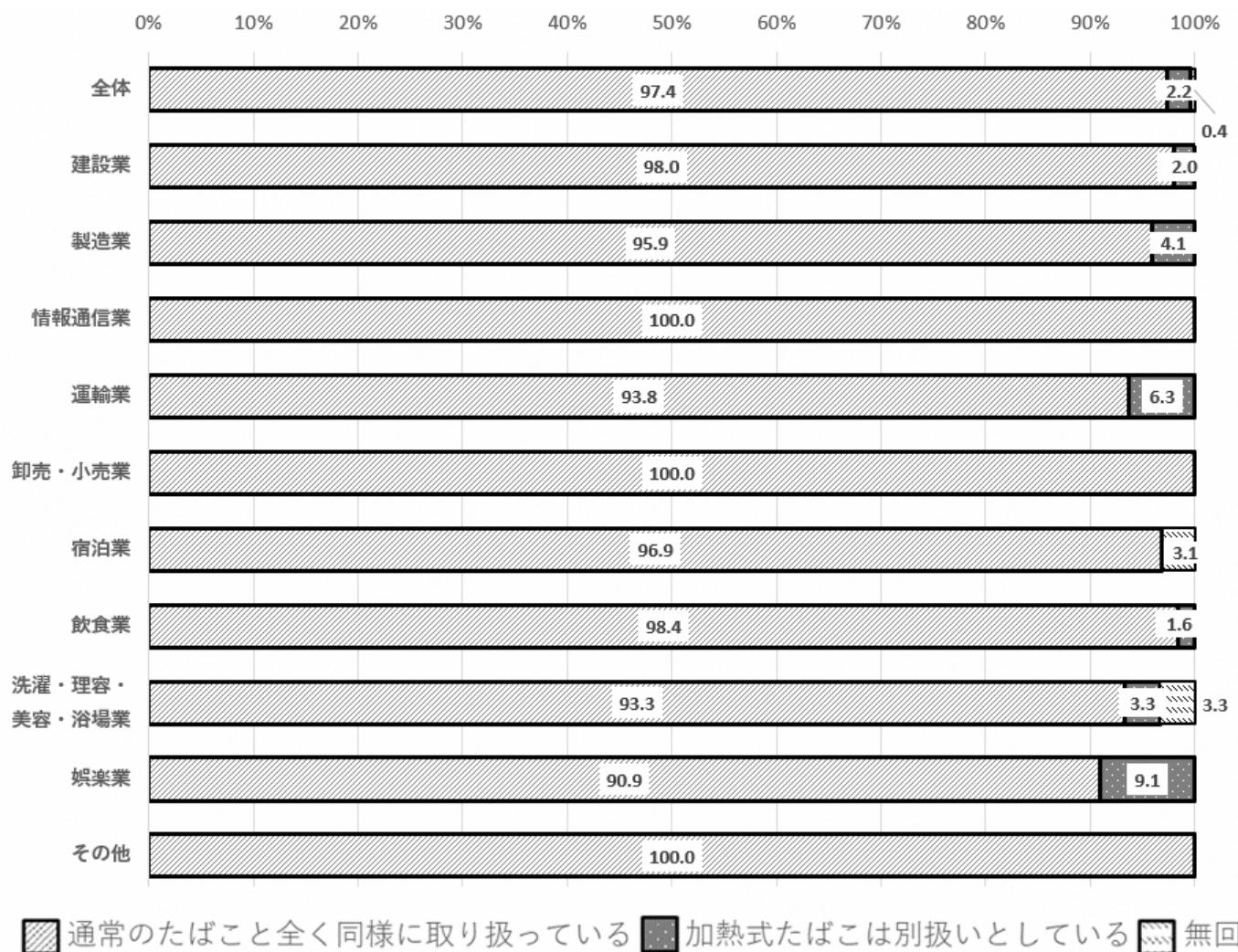
- 「通常のたばこ（紙巻きたばこ）と全く同様に取り扱っている」が97.4%と最も高く、「加熱式たばこは別扱いとしている」は2.2%となった。

### ① 業種別

「娯楽業」では「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した割合が9.1%と全体より高く、かつ最も高くなっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		通常のたばこと全く同様に取り扱っている	加熱式たばこは別扱いとしている	無回答	合計
全体		478	11	2	491
		97.4	2.2	0.4	100.0
業種	建設業	98	2	0	100
		98.0	2.0	0.0	100.0
	製造業	70	3	0	73
		95.9	4.1	0.0	100.0
	情報通信業	29	0	0	29
		100.0	0.0	0.0	100.0
	運輸業	30	2	0	32
		93.8	6.3	0.0	100.0
	卸売・小売業	91	0	0	91
		100.0	0.0	0.0	100.0
	宿泊業	31	0	1	32
		96.9	0.0	3.1	100.0
	飲食業	62	1	0	63
		98.4	1.6	0.0	100.0
	洗濯・理容・美容・浴場業	28	1	1	30
		93.3	3.3	3.3	100.0
	娯楽業	20	2	0	22
		90.9	9.1	0.0	100.0
	その他	19	0	0	19
		100.0	0.0	0.0	100.0



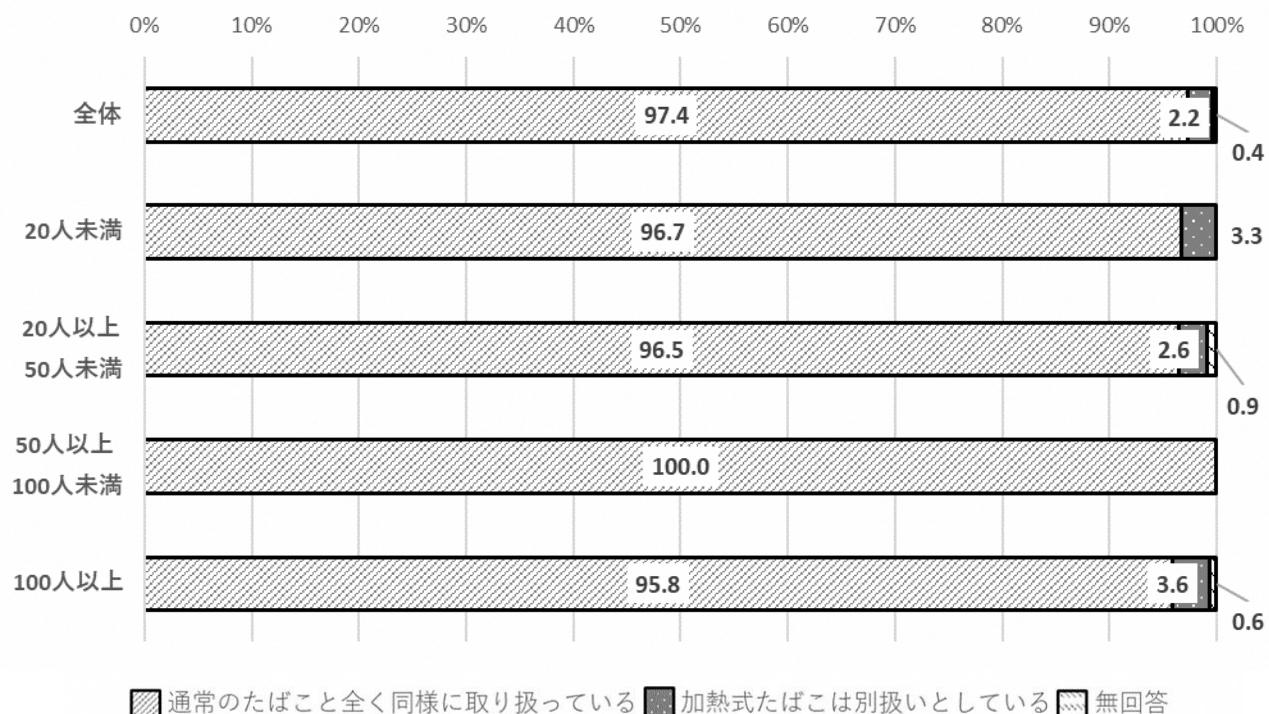
■ 通常のたばこと全く同様に取り扱っている ■ 加熱式たばこは別扱いとしている ■ 無回答

## ② 従業員数別

「100人以上」で「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した割合が3.6%と全体より高く、かつ最も高くなっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		通常のたばこと全く同様に取り扱っている	加熱式たばこは別扱いとしている	無回答	合計
全体		478	11	2	491
		97.4	2.2	0.4	100.0
従業員数	20人未満	58	2	0	60
		96.7	3.3	0.0	100.0
	20人以上50人未満	110	3	1	114
		96.5	2.6	0.9	100.0
	50人以上100人未満	149	0	0	149
		100.0	0.0	0.0	100.0
	100人以上	161	6	1	168
		95.8	3.6	0.6	100.0



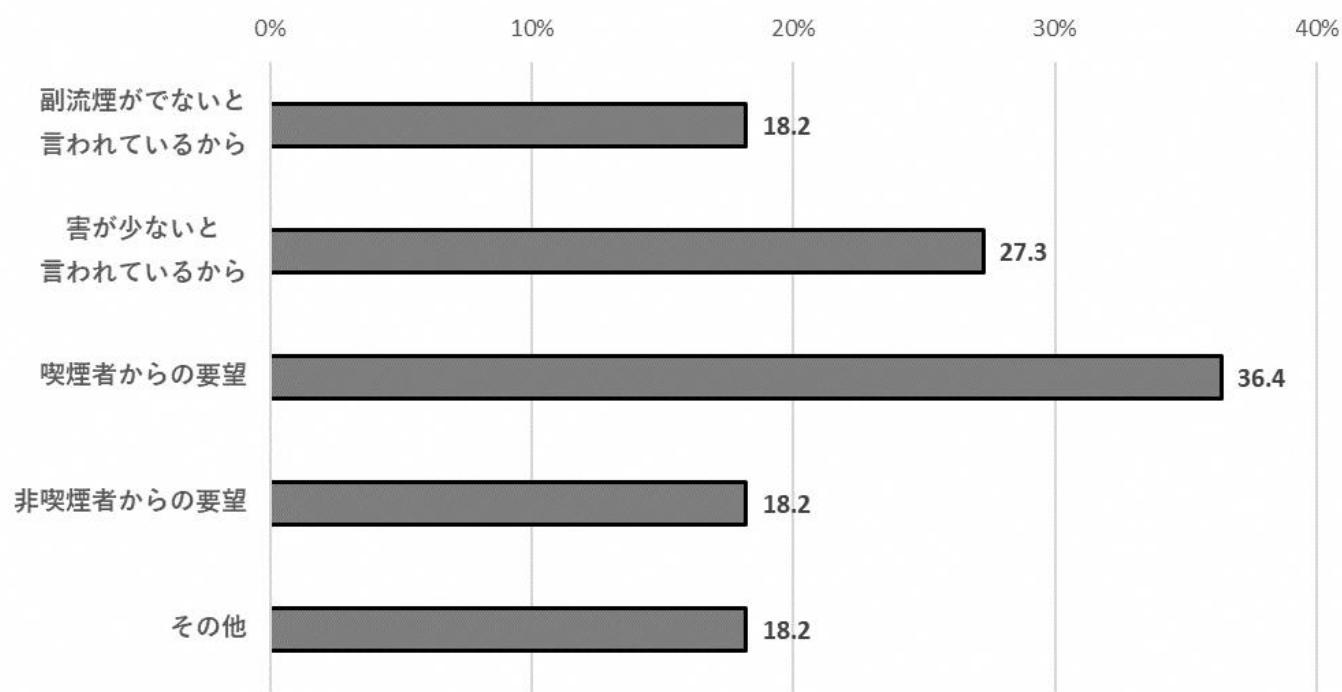
### ③ 加熱式たばこは別扱いとしている理由

※「2.加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した事業所が対象  
理由を教えてください（複数回答可）

- 「喫煙者からの要望」が36.4%と最も高く、次いで「害が少ないと言われているから」が27.3%となった。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

回答対象事業所数	副流煙がないと言われているから	害が少ないと言われているから	喫煙者からの要望	非喫煙者からの要望	その他
11	2	3	4	2	2
100.0	18.2	27.3	36.4	18.2	18.2



#### 【他の回答】

- 臭いが少ない、臭いが残らない。  
○店舗内に喫煙所設置の他に加熱式タバコ喫煙エリアを設けている。

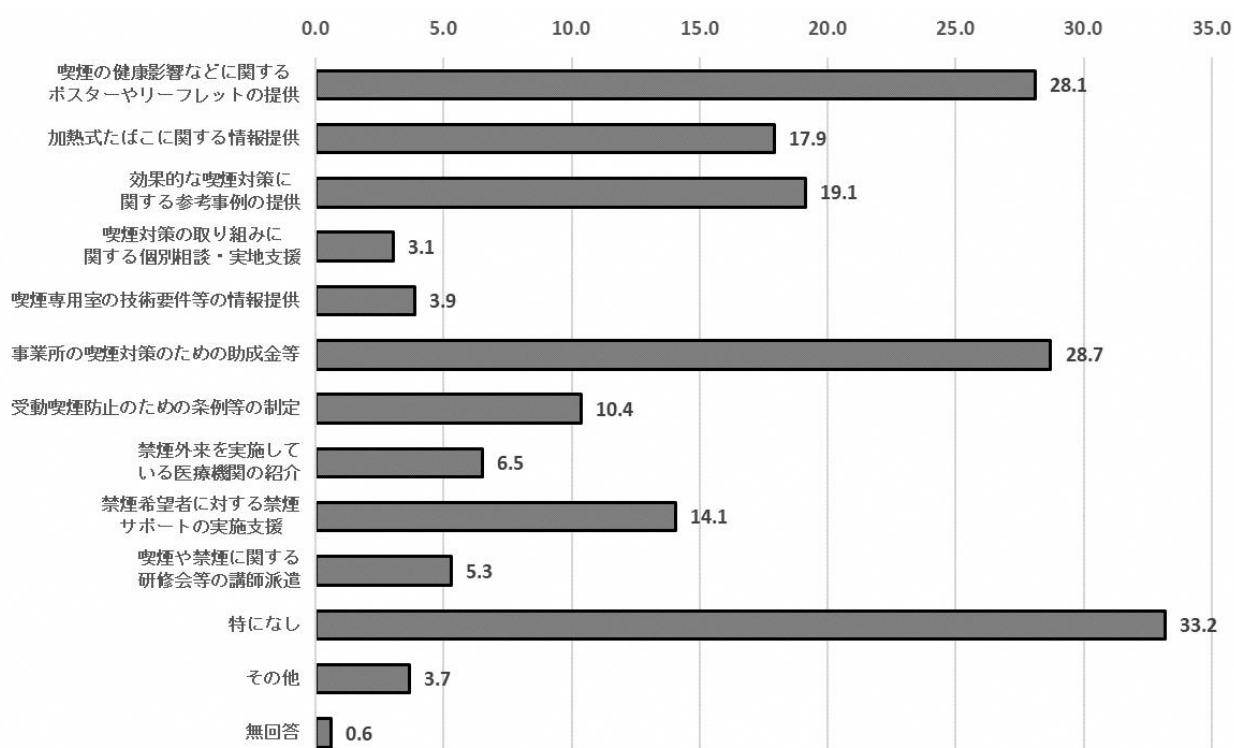
## (7) 喫煙対策に関する要望

【問9】貴事業所の喫煙対策を進めるにあたり、行政や医療機関等に望むことはありますか。

(複数回答可)

○要望のうち最も割合が高いのは「事業所の喫煙対策のための助成金等」で28.7%、次いで「喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供」が28.1%、「効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供」が19.1%となっている。

	実数 (n)	割合 (%)
回答対象事業所数	491	100.0
喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供	138	28.1
加熱式たばこに関する情報提供	88	17.9
効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供	94	19.1
喫煙対策の取り組みに関する個別相談・実地支援（空気環境測定など）	15	3.1
喫煙専用室の技術要件等の情報提供	19	3.9
事業所の喫煙対策のための助成金等	141	28.7
受動喫煙防止のための条例等の制定	51	10.4
禁煙外来を実施している医療機関の紹介	32	6.5
禁煙希望者に対する禁煙サポートの実施支援	69	14.1
喫煙や禁煙に関する研修会等の講師派遣	26	5.3
特になし	163	33.2
その他	18	3.7
無回答	3	0.6



## 【その他の回答】

- 吸う人と吸わない人との不公平さをどのように無くしていくか指導いただきたい。
- 禁煙者が有利になる政策をして、禁煙を促してほしい。（民間生命保険の禁煙者の割引等）
- 非喫煙者への個別優遇措置や非喫煙者割合が高い企業への優遇措置や加点措置。
- 減税。
- 飲食店含め屋内喫煙禁止。
- 屋外分煙室が設置されていますが、敷地内完全禁煙を希望。
- 路面に公共喫煙所の設置。特に万代シティや古町等、喫煙所が無く路上喫煙や利用客以外の喫煙室侵入が後を絶たず、事故発生を懸念。正しく利用出来る喫煙所の設置は事故防止に繋がり、受動喫煙も減らす。
- 受動喫煙対策企業の公表。
- 法律で厳しく規制する。
- たばこ販売の規制強化、値上げ。
- 外国人実習生のための他国語による周知物。
- 喫煙者は限られており、喫煙者に直接訴えかけられる啓発資料の提供はできないものか。
- 喫煙は有害であり、様々な社会的なコストを増やす原因である事を広く周知いただきたい。（社会保険料の負担増等）
- 喫煙者、非喫煙者に対する健康増進法の周知の拡大。
- 従業員が多い(500名以上)企業の取り組み事例。
- 役員が喫煙防止対策について興味関心がない。
- たばこは16世紀から続く文化。